

---

# 資料編

---

資-1 計画の策定経緯

資-2 用語解説

## 資-1 計画の策定経緯

### (1) 大府市緑の基本計画策定委員会 委員名簿

	役職	氏名	所属等
1	委員長	樋口 恵一	大同大学工学部建築学科 講師
2	副委員長	山内 健次	大府市副市長
3	委員	櫻井 義道	大府コミュニティ推進協議会 会長
4		島田 勝彦	二ツ池セレトナ 館長
5		鷹羽 保夫	公募
6		能勢 沙智香	大府市小中学校 PTA 連絡協議会
7		服部 啓子	大府商工会議所
8		林 佳世	園芸研究家
9		深谷 玲子	グリーンアドバイザー
10		水谷 克也	市民の森実行委員会
11		美馬 由香利	主任児童委員
12	オブザーバー	小嶋 幸則	愛知県都市整備局都市基盤部公園緑地課長

## (2) 大府市緑の基本計画策定委員会作業部会 部会員名簿

	役職	氏名	所属
1	部会長	玉村 雅幸	都市整備部長
2	副部会長	佐藤 正裕	緑花公園課長
3	部会員	川出 陽一	企画政策課 企画係長
4		北川 美香	健康都市推進課 健康都市推進係長
5		小棄 明雄	協働推進生涯学習課 協働推進係長
6		植木 孝	環境課 環境保全係長
7		本多 さおり	健康増進課 健康増進係主査
8		鈴置 弘	都市計画課 都市計画係長
9		清水 良	建築住宅課 建築指導係長
10		安森 昌子	農政課 農業振興係長
11		半田 貴之	商工労政課 工業労政係長
12		深谷 育治	雨水対策課 河川係長
13		深谷 雄紀	学校教育課 学校教育係長

### <事務局>

氏名	所属	備考
近藤 重基	都市整備部長	(令和元年度) 玉村 雅幸
佐藤 正裕	都市整備部 緑花公園課長	
深谷 紀文	都市整備部 緑花公園課 緑花公園係長	
松井 雄大	都市整備部 緑花公園課 緑花公園係 主任	
阪本 智史	都市整備部 緑花公園課 緑花公園係 主任	
渡邊 拓也	都市整備部 緑花公園課 緑花公園係 技師	
高橋 宏幸	都市整備部 緑花公園課 緑花公園係 主事	

### (3) 計画の策定スケジュール

日時	会議名等	主な議題
令和元年10月31日（木） 14:30～15:30	第1回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大府市緑の基本計画の策定趣旨について</li> <li>・現行計画の概要</li> <li>・策定スケジュール</li> </ul>
令和元年11月20日（水） 9:00～10:30	第1回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大府市緑の基本計画の策定趣旨について</li> <li>・現行計画の概要</li> <li>・新たな緑の基本計画への取組案</li> <li>・策定スケジュール</li> </ul>
令和2年1月24日（金） 10:00～12:00	第2回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・大府市の緑を取り巻く現況について</li> <li>・次期計画策定にあたっての視点について</li> <li>・作業部会への依頼事項について</li> </ul>
令和2年2月19日（水） 14:00～16:00	第2回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各回の議題と論点について</li> <li>・第1回策定委員会での主な意見と対応方針</li> <li>・次期計画策定にあたって</li> <li>・次期計画の基本的な考え方について</li> </ul>
令和2年3月16日（月） 10:00～11:30	第3回作業部会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次期計画の基本的な考え方について</li> <li>・具体的な施策について</li> </ul>
令和2年4月17日（金） 書面審議	第3回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各回の議題と論点について</li> <li>・第2回策定委員会での主な意見と対応方針について</li> <li>・次期大府市緑の基本計画（素案）について</li> </ul>
令和2年5月15日（金） 書面審議	第4回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各回の議題と論点について</li> <li>・第3回策定委員会での主な意見と対応方針について</li> <li>・次期大府市緑の基本計画（案）について</li> </ul>
令和2年6月24日（水） ～7月23日（木）	パブリックコメント	
令和2年8月5日（水） 14:00～16:00	第5回策定委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パブリックコメントの実施結果について</li> <li>・大府市緑の基本計画（最終案）について</li> </ul>

## 資-2 用語解説

### <あ行>

アサギマダラ	マダラチョウ科に属する前翅長40~60mmのチョウで、春の北上、秋の南下を繰り返す「渡り」をするチョウとして知られています。細かく羽ばたかずふわふわと飛翔し、人をあまり恐れないため、夏から秋にかけてフジバカマ等のキク科の植物の花に集まり、吸蜜する様子を見ることができます。
アダプトプログラム	アダプトとは養子という意味で、住民や企業・団体等が道路や公園、河川など「公共施設」の里親となり、引き受けた施設の世話（清掃や植栽の管理などの環境美化活動）を担つもらうというものです。
オープンスペース	公園・広場・道路・河川・農地など、建物によって覆われていない土地や空間のことです。

### <か行>

グリーンインフラ	社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。
----------	--

### <さ行>

サクラマイスター	サクラの維持管理等について優れた知識や技術を持つ人に与える大府市独自の称号です。
持続可能な開発目標(SDGs)	2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に記載された2030年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。
シティプロモーション	自治体が行う「宣伝・広報・営業活動」のことです。地域のイメージ向上やブランドの確立を目指し、地元経済の活性化などを目的とした取組です。
シビックガーデン	まちに緑や花を飾り、まち全体が市民の庭（シビックガーデン）となることを目指す取組です。
生産緑地地区	市街化区域内において農地等を計画的に保全することにより、農林漁業との調整をとりつつ、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした都市計画の制度です。
生態系ネットワーク	優れた自然環境を有する地域を核として、これらを有機的につなぐことにより、生物の生息・生育空間のつながりや適切な配置を確保するネットワークです。
生物多様性	生き物の個性とつながりを表す言葉であり、森林、里地里山、河川等の生態系の多様性、動植物から細菌などの微生物にいたる種の多様性、同じ種でも異なる遺伝子を持つという遺伝子の多様性の3つのレベルの多様性があります。

### <た行>

地域森林計画対象民有林	森林法第5条に基づき、都道府県知事が5年ごとに10年を1期とする地域森林計画の対象となる民有林のことです。民有林とは国が所有する国有林以外の森林を指し、個人や法人が所有する私有林のほか、都道府県や市町村が所有する公有林も含まれます。
提案型緑花推進事業	地域団体から地域の緑花推進事業の企画及び提案を受け、大府市緑化推進委員会で適当と認められた場合に、各団体と市が協働で実施する事業のことです。
特定生産緑地制度	生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後は、いつでも買取申出が可能となることから、都市農地の保全を図るため、所有者の意向を踏まえ、生産緑地地区を特定生産緑地地区に指定することで、買取の申出期間を10年延長できるようになる制度です。
都市近郊農業	都市の近く（近郊）で農作物を生産することで、鮮度の高い農作物を、輸送費用をあまりかけずに消費地に届けられるといった利点を活かした農業のことです。

都市公園法	都市公園の健全な発展を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的として、1956年に制定された法律です。都市公園の定義、都市公園に関する公園施設の定義、設置に関する基準及び占有する場合の許可と条件、公園管理者による都市公園の保存義務、都市公園台帳の作成等管理に関する事項が定められています。
都市緑地法	良好な都市環境の形成を図り、もって健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めた法律です。

## &lt;な行&gt;

二次林	原生林が伐採や山火事などによって破壊された後、自然または人為的に再生した林のことです。
農振農用地区域	農振法（農業振興地域の整備に関する法律）に基づき、農業振興地域内において、今後相当長期にわたり農業上の利用を確保すべき土地として市町村が農業振興地域整備計画で用途（農地、採草放牧地、農業用施設用地等）を定めて設定する区域です。
農福連携	農業の多様な担い手の確保や、障がい者の新たな就労の場の創出につなげるために、農業関連事業者と福祉関連事業者が連携して、福祉事業所の農業参入や農業者による障がい者雇用などを行うことです。

## &lt;は行&gt;

ビオトープ	ドイツ語で「生き物」を意味する BIO（ビオ）と、「場所」を意味する TOP（トープ）を組み合わせた言葉で、「地域で野生の生き物が暮らす場所」を指します。
ヒートアイランド現象	都市の中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象です。都市化の進展に伴ってヒートアイランド現象は顕著になりつつあり、熱中症等の健康への被害や、感染症を媒介する蚊の越冬といった生態系の変化が懸念されています。
フジバカマ	秋の七草の一つで、万葉の時代から人々に親しまれてきた植物です。夏の終わりから秋のはじめに花を咲かせる多年草です。10月頃には、長距離移動する大型蝶・アサギマダラが飛来し、吸蜜する様子を見ることができます。
ポケットパーク	道路付帯地や住宅開発などで提供された街角の小さな公園のことです。
保全地区・保存樹木	大府市緑の保全及び緑化の推進に関する条例に基づき、緑の保全又は自然を保護するため、市が指定する地区・樹木のことです。

## &lt;や行&gt;

ユニバーサルデザイン	障がい者、高齢者、健常者などの区別なく誰もが使えるように配慮したデザインのことです。
------------	--